

平成19年1月22日

厚生労働省
年金局長 渡邊 芳樹 様

社団法人 信託協会
会長 森田 豊

確定給付企業年金に係る制度改革要望

企業年金につきましては、確定給付企業年金をはじめ、厚生年金基金、確定拠出年金といった諸制度により運営されておりますが、貴省の、企業年金の整備・発展に対する、平素からのご尽力には大変感謝しております。

本年4月には確定給付企業年金法が施行後5年を迎えますが、貴省におかれましては、法律にもとづき、現在開催しておられる企業年金研究会の検討等を踏まえて、必要に応じて改正等を行われるものと拝察いたします。

信託協会といたしましては、企業年金の発展と円滑な運営に寄与すべく、受託機関としての役割を全うしてまいり所存でございますが、平成24年3月末に廃止される適格年金からの円滑な確定給付企業年金への移行、確定給付企業年金の更なる普及・拡充を図るべく、以下の通り確定給付企業年金制度の改善につき、要望申し上げますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

目 次

| | |
|--------------------------------------|-----|
| ．承認・認可手続き、提出書類に関する要望 | |
| 1-1．規約の承認・認可手続きの緩和（ ） | …1 |
| 1-2．規約の承認・認可申請書類等の簡素化（ ） | …2 |
| ．制度間移行に関する要望 | |
| 2-1．適格年金からの移行時の一括拋出の容認 | …3 |
| 2-2．適格年金からの移行時の年金資産の直接移換の容認 | …4 |
| 2-3．適格年金からの移行期限に関する弾力的取扱いの検討（ ） | …5 |
| 2-4．確定拋出年金へ資産移換する際の一括拋出に係る要件の緩和 | …6 |
| 2-5．一部事業所が確定拋出年金へ移行する際の一括拋出に係る要件の緩和 | …7 |
| 2-6．確定拋出年金への移換額算定方法の弾力化 | …9 |
| 2-7．非適格年金等からの確定給付企業年金への移行の容認 | …10 |
| ．制度設計に関する要望 | |
| 3-1．選択一時金の要件緩和と完全調整の容認（ ） | …11 |
| 3-2．高年齢者雇用安定法対応のための制度設計の自由度向上 | …13 |
| 3-3．権利義務移転承継の方法の多様化 | …15 |
| 3-4．加入者負担掛金に係る取扱いの弾力化（ ） | …16 |
| 3-5．キャッシュバランスプランにおける再評価率の自由度向上 | …18 |
| 3-6．キャッシュバランスプランの規約における自己都合減額率の適用 | …19 |
| ．財政に関する要望 | |
| 4-1．特例掛金の設定の弾力化（ ） | …20 |
| 4-2．閉鎖型確定給付企業年金の制度終了時の残余財産の取扱の明確化（ ） | …21 |
| 4-3．確定給付企業年金解散時の残余財産の分配基準の弾力化 | …22 |
| 4-4．財政検証に係る措置の弾力化（ ） | …23 |
| 4-5．財政検証における追加拋出額の算出方法の緩和 | …24 |
| 4-6．財政計算時の死亡率の適用ルールの緩和 | …25 |
| 4-7．財政再計算の計算基準日の弾力化 | …26 |
| 4-8．掛金に係る先取特権の容認 | …27 |
| 4-9．積立上限額の制限の撤廃 | …28 |

（適格年金からの円滑な移行に資する要望については、（ ）を記載）

・承認・認可手続き、提出書類に関する要望

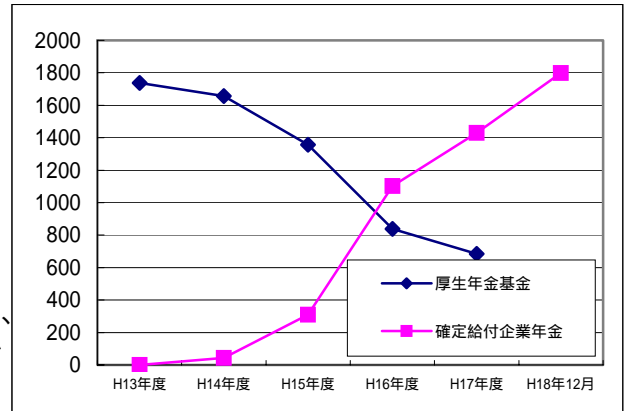
1-1．規約の承認・認可手続きの緩和（ ）

- ・ 確定給付企業年金の規約の変更等に際しては、軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認・認可が必要となっている。
- ・ 確定給付企業年金における承認・認可手続きについて、現在の承認・認可に係る審査基準を明確化した上で、不利益変更該当しない場合等、一定の条件を充たす場合につき事後届出制を導入すること、及び届出不要とする範囲を拡大することを要望する。

（要望理由）

- ・ 現状の確定給付企業年金の承認・認可手続きにおいては、原則として事前の承認・認可手続きが必要とされており、不利益変更を除けば過度の規制となっていると考えられる。
- ・ また、適格年金が平成 24 年 3 月末で廃止される中、現在 45,000 件以上の適格年金（100 人以上でも 10,000 件超）が存在しており、これらは、今後、確定給付企業年金へ移行等を行うこととなる。

- ・ 従来、厚生年金基金は最多でも 1,800 基金程度であったが、既に、確定給付企業年金の導入から約 4 年半が経過したところでその実施件数は約 1,800 件となっており、今後、適格年金からの移行が約 5 年半で行われ、また移行の期間間に集中することも予想されることから、今後、多数に上る制度移行をスムーズに行うためには、規約承認および認可手続きの見直し・簡素化が必要であると考えられる。



- ・ また、今後、設立件数の増加に比例して、制度発足後の規約変更の申請件数も増加すると考えられることから、承認・認可手続きの簡素化は、移行期限までの短期的な課題ではなく、長期的な視点でも、見直しが必要と考えられる。
- ・ 上記を勘案し、審査基準を明確化した上で一定の条件を充たす場合につき、事後届出制を導入すること、及び、届出不要とする範囲を拡大することを要望するものである。

（関係法令）

- ・ 確定給付企業年金法第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条
- ・ 確定給付企業年金法施行規則第 7 条～第 10 条、第 15 条～第 18 条

1-2 . 規約の承認・認可申請書類等の簡素化 ()

- ・ 確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きにおいては、以下の ~ のとおりの書類等が必要とされている。
- ・ 認可申請における書類について、以下の措置をお願いしたい。
 - 「加入者となる者の数を示した書類」について、計算基準日時点での加入者数は「給付の設計の基礎を示した書類」もしくは「財政再計算報告書」で確認できるため不要としていただきたい。
 - 適格年金から権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、「権利義務移転の限度を示した書類」は、全部の移転しかないため、不要としていただきたい。
 - 「資産管理運用契約に関する書類」および「業務委託に関する書類」は、受託機関の変更時等にも提出しないことから、不要としていただきたい。
 - 「…の同意を得たことを証する書類」は、基金・事業主が証明する書類のみとし、「同意書」の提出が不要であることを明確化していただきたい。
 - 閉鎖型適格年金から権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数で組織する労働組合)の同意を不要とする等、通常の適格年金から確定給付企業年金への移行に比べ、簡便的な取扱いを認めていただきたい。

(要望理由)

- ・ ~ については、上記のとおり。
- ・ は現在、契約の案文を添付して、「資産管理運用契約の締結」「業務委託契約の締結」を確認いただいているところであるが、当該締結先の受託機関の名称については、規約に明記されているので、それを以って契約締結を確認していただく等検討して頂きたい。(若しくは、予め受託機関から契約書のひな型を提出することによって、契約書(案)の添付を省略する等)
- ・ は申請時の無用な混乱回避のため明確化すべきと考える。また、給付減額等、受給権が侵害される恐れがある同意書以外については、添付書類の簡素化の一環として、検討頂きたい。
- ・ は年金受給者については、制度変更を行うことなく、適格年金における年金給付をそのまま確定給付企業年金へ権利義務承継することとなり、不利益変更が発生する訳ではないので、通常の確定給付企業年金への移行に比べ、簡便的な取扱いを要望するもの。

(関係法令)

- ・ ~ 承認認可基準 別紙 3
- ・ 確定給付企業年金法附則第 25 条

・ 制度間移行に関する要望

2 - 1 . 適格年金からの移行時の一括拋出の容認

- ・ 適格年金から確定給付企業年金に移行する場合に、移行前の適格年金の積立不足（適格年金制度における責任準備金に対する積立不足）について、当該積立不足相当額を一括拋出することにより償却することを認めていただきたい。

（ 要望理由 ）

- ・ 適格年金では財政検証が行われていないため、積立水準が必ずしも高くないため、確定給付企業年金に移行した際に健全な財政運営を行えるようにすることを要望するもの。なお、厚生年金基金からの権利義務承継を行う場合、最低積立基準額を上限とした一括拋出を行うことができることとなっているため、適格年金からの移行においても、同様に一括拋出が可能となるようお願いしたい。一括拋出を認めず、確定給付企業年金移行後に積立を求められると、確定給付企業年金移行後の掛金負担が高水準で継続することを避けるため、発足時の給付水準を引き下げることにもなりかねない。

（ 関係法令 ）

- ・ 特になし（ 法人税法、 法人税法施行令 ）

2-2 . 適格年金からの移行時の年金資産の直接移換の容認

- ・ 確定給付企業年金法施行規則附則第 13 条に基づく移行を行う場合、現状は一旦年金資産を事業主に返還し、特別掛金として払い込む手続きとなっているが、事業主の指図に基づく事務として、受託機関間で直接移換することを認めていただきたい。

(要望理由)

- ・ 事業主資産と混在すること等による不測の事態(適格年金の資産を事業主に返還し、確定給付企業年金へ拠出するまでの間における事業主の倒産リスク)を回避することは、受給権保護の観点から、より適当であると思われる。
- ・ 適格年金からの円滑な移行を行うため、事務手続の簡素化を要望するものでもある。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法施行規則附則第 13 条

2-3 . 適格年金からの移行期限に関する弾力的取扱いの検討 ()

- ・平成 24 年 3 月末に向けて、今後の適格年金から他制度への移行の進捗度合いにご留意いただき、その状況によっては、受給権保護および混乱回避の観点から、一定の猶予期間を設けるといった移行に関する弾力的な措置について検討を行うことをお願いしたい。
- ・具体的な弾力的措置の例としては、労使合意の遅延等のやむを得ない理由により、平成 24 年 3 月末までに確定給付企業年金移行の認可を得ることができないことが見込まれる場合には、申請期限の平成 24 年 1 月末までに当該理由を記載した書面等を労使合意の上、提出することにより、特例により 1 年程度の一定期間について従前の適格年金制度の設計のまま権利義務承継を行うことを暫定的に認めていただく等が考えられる。

(要望理由)

- ・平成 18 年 3 月末現在で、未だに 4 万 5 千件の適格年金が残存しており、平成 24 年 3 月末までの約 5 年半のうちに、確定給付企業年金への移行等が必要となる。これまでは、平成 13 年度末と比較して、100 名未満の適格年金においては、4 割程度実施件数が減少する一方で、100 名以上の適格年金においては、2 割 5 分程度しか減少していない状況となっている。今後、100 人以上の先(約 1 万 3 千件)を中心に、制度解除ではなく、他の年金制度への移行が進むと考えられるが、期限間際に集中することが懸念される。
- ・また、場合によっては、労使協議に想定以上に時間がかかることにより、やむなく遅延してしまう可能性も考えられる(高齢者雇用安定法の改正による定年延長等の基本的な雇用関係に関する労使協議が優先され、その協議が難航することにより移行の検討が遅延した場合等)。

(関係法令)

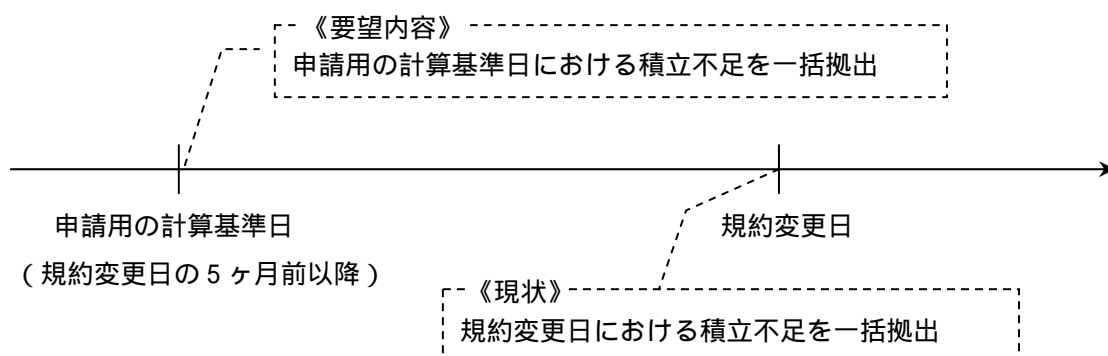
- ・確定給付企業年金法附則第 25 条

2 - 4 . 確定拠出年金へ資産移換する際の一括拠出に係る要件の緩和

- ・ 確定給付企業年金から確定拠出年金へ資産移換する際、規約変更日における年金給付等積立金の額が最低積立基準額、数理債務いずれか高い額を下回る場合（積立不足が発生する場合）には、当該確定給付企業年金は当該下回る額を一括拠出しなければならないとされている。この一括拠出する金額の算定基礎となる最低積立基準額、数理債務等は、確定給付企業年金規約の施行日の5ヶ月前の日の属する月の末日以降の日を基準日として算定したものを確定給付企業年金規約を変更する際に添付する「企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項」に記載することが求められている。当該書類に記載した金額をもとに計算した金額を一括拠出することを以って、「規約変更日において積立不足がない」ものと見なして頂きたい。
- ・ また、確定給付企業年金解散時については、認可日以前の一括拠出額を「終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類」における不足額としてもよいことを検討されたい。

（要望理由）

- ・ そもそも積立不足が発生するかどうかは事後でなければ検証できないにもかかわらず、上記の規制に従えば、確定給付企業年金の規約変更日以前に計算した金額を、確定給付企業年金の規約変更日以前に払いこむことで、規約変更日の積立不足の発生を防ぐことが要請される。仮に規約変更日以前に計算した金額より多めに拠出したとしても、その後の相場動向等によっては、規約変更時点では不足額が発生する可能性もあり実務運営に支障をきたすことになる。



（関係法令）

- < 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行 >
 - ・ 確定給付企業年金法第 117 条
 - ・ 確定給付企業年金法施行令第 89 条第 1 項第 6 号
- < 確定給付企業年金の解散 >
 - ・ 確定給付企業年金法第 87 条

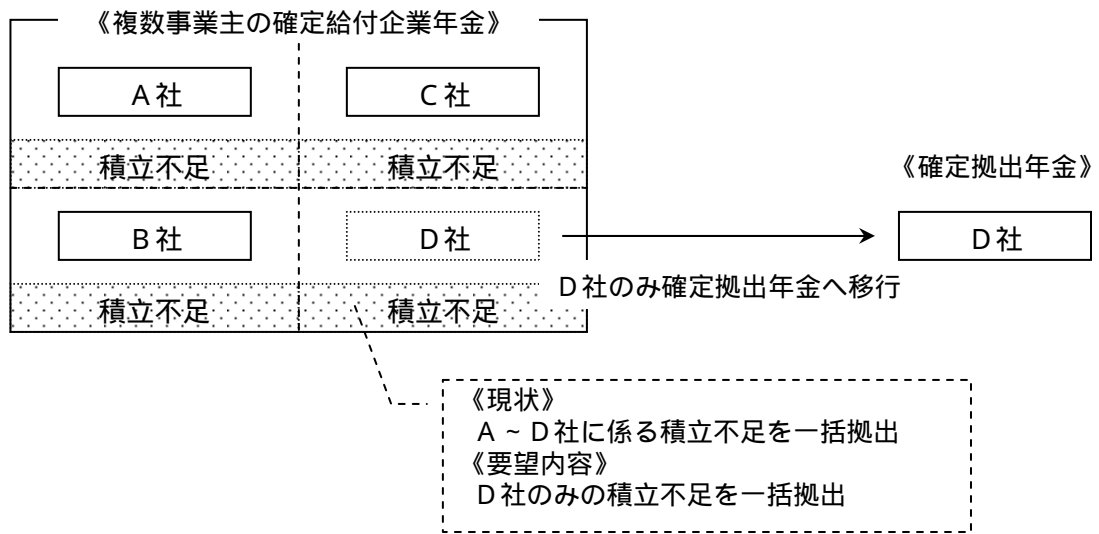
2-5 . 一部事業所が確定拠出年金へ移行する際の一括拠出に係る要件の緩和

- ・ 複数事業主が1つの年金制度を実施している場合、一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行したいというニーズも生じている。
- ・ この場合、現状の法令においては制度全体の最低積立基準額(もしくは数理債務)に対する不足分を一括拠出しなければ、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換することはできない。
- ・ このような場合においても、確定拠出年金へ移行する事業所に係る最低積立基準額(もしくは数理債務)の不足分を一括拠出すれば、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換できるよう、一括拠出の範囲を緩和して頂きたい。(本件は厚生年金基金でも同様の緩和を認めていただきたい。)

(要望理由)

- ・ 確定拠出年金への移行とは無関係の事業所においても追加負担が発生するスキームとなっており、結果的に一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行することは非常に困難な状況にある。
- ・ 確定拠出年金へ移行する事業所の積立不足のみ一括拠出を行ったとしても、受給権保護の観点でも当該確定給付企業年金の積立水準が悪化することはないことから、一括拠出の範囲を緩和することにより、確定拠出年金への移行の自由度が向上するよう要望するもの。
- ・ 事業所が減少した場合において、当該減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなるときは一括拠出が必要とされているが、当該一括拠出は、事業所減少に伴って発生する不足分を穴埋めするものである。これと同様に、一部の事業所が確定拠出年金へ移行する場合においても、移行に伴って発生する不足分を穴埋めすればよいこととして頂きたい。
- ・ なお、本件は、いったん当該一部の事業所において確定給付企業年金、厚生年金基金を立上げ(権利義務の移転承継または基金分割)、そこから確定拠出年金移行を行うことで同様の効果は得られると考えられるが、厚生年金基金の新規設立には、人数要件が存在するため、対応できない事業主も存在する。加えて、当該一部の事業所のみで確定給付企業年金、厚生年金基金の立ち上げが可能な場合でも、その際の事務手続きが非常に煩雑になることから、手続き簡素化の観点も含め要望する。

【一部事業所が確定拠出年金へ移行する際の事例】



(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法施行令第 91 条

2 - 6 . 確定拠出年金への移換額算定方法の弾力化

- ・ 確定拠出年金への移行時の個人毎の移換額について、現状は最低積立基準額の差額のみとされているが、退職金制度の設計に合わせた移換を可能にするなど、柔軟な設計を認めていただきたい。
(本件は厚生年金基金でも同様の緩和を認めていただきたい。)

(要望理由)

- ・ 企業年金制度の多くは退職金を原資とするものであるため、要支給額の差額を移換額としたいという企業側のニーズは強い。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法施行令第 89 条
(厚生年金基金令第 41 条の 4)

2-7. 非適格年金等からの確定給付企業年金への移行の容認

以下の制度からの確定給付企業年金への資産移換を認めていただきたい。

(1) 社内年金、非適格年金

(2) 特定退職金共済制度

《(2)に係る修正案》

所得税法施行令に中小企業退職金共済法第 17 条と同様の条文を設ける

(要望理由)

(1) 適格年金や中退共からの移行と同様のスキームを要望するもの。既存制度において積立金がある場合、当該積立金を移換することにより、早期のファンディングが実現でき、受給権の保護に繋がり、加入者の利益となるものとする。

(2) 現状、農業協同組合の適格年金制度において、財団法人全国農業協同組合役職員共済会が所得税法施行令第 73 条第 1 項に規定する特定退職金共済事業（「農業協同組合職員退職給付金制度」（以下「特退共」という））に係る給付と、給付の完全調整を行っているケースが散見される。（適格年金制度からの給付 = 適格年金制度の全体給付 - 特退共給付）完全調整は、農業協同組合の合併の際に行われているケースが多く、特退共への加入状況が被合併農業協同組合により大きく異なっていることから、結果として、差額である適格年金制度からの給付の水準が個人毎に大きく異なり、確定給付企業年金移行に支障をきたすことになる。

要望 3-1 にあるとおり、完全調整を認めていただくか、特退共からの資産移換を認めていただきたい。

(関係法令)

(1) 特になし

(2) 所得税法施行令

・ 制度設計に関する要望

3 - 1 . 選択一時金の要件緩和と完全調整の容認 ()

- ・ 退職一時金制度や適格年金からの円滑な移行を促進するために、以下の項目についての制限を緩和ないし弾力化すること。
 - (1) 選択一時金の支給上限に係る制限の緩和 (例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、「一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率および繰下利率」を使用する取扱いを認めること。)
 - (2) 給付において厚生年金基金給付並びに農業協同組合の役職員が加入する財団法人全国農業協同組合役職員共済会が所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済事業(「農業協同組合職員退職給付金制度」(以下「特退共」という))に係る給付との完全調整を認めていただきたい。

(要望理由)

(1) 現状、本件の計算に係る割引率として、「前回の財政計算の下限予定利率」を用いることとされており、今後これが給付利率もしくは繰下利率を上回ると一時金支給が年金支給に対し不利益となるため、一時金支給への制限緩和を要望するもの。なお、平成17年10月の省令改正において割引率の一定の見直しは行われたが、一層の制限緩和をお願いしたい。

なお、この事態が発生した場合には、ほとんどの制度が元は退職金制度からの移行であることから、一時金の額を維持するために、年金額を引上げることが必要となり、労使の意向と関係なく給付額の引上げを求められることとなるため、こうした観点からも緩和が必要と考えられる。(その後、金利水準が低下したとしても、給付額を引き下げる際には、給付減額の手続きが必要となる。)

【給付利率が最低下限予定利率を下回る事例】

X年度：給付利率 2% (下限予定利率 2%)

(このとき退職し、受給者となる。)

X + 1年度：財政計算実施(下限予定利率 3%)

X + 2年度：一時金選択

< X + 2年度における選択一時金 >

現行では、X + 1年度の下限予定利率である3%による選択一時金が上限であるが、給付利率は2%で計算されていることから、一時金選択が年金選択と比較して不利益となる。

(2)現在、総合型厚生年金基金の給付・特退共の給付と完全調整を行っている適格年金制度が数多く存在しているが、今後それらの制度の確定給付企業年金への移行が本格化する。確定給付企業年金において完全調整が実施できない場合、移行に際して大幅な制度変更が必要となり円滑な移行の障害となるため、完全調整に関する企業のニーズは大きい。労使合意や規約に調整を行う旨を明確にすること等によりこのような制度設計を認めていただきたい。(例えば、調整先の制度が厚生年金基金の場合、「厚生年金基金が給付額に係る制度変更を行う場合は、厚生年金基金、確定給付企業年金の規約変更を同時に申請しなければならない」等の制限を設ければ、制度としての連帯性を保つことができ、受給権保護を図ることが出来ると考えられる)

(関係法令)

- (1)確定給付企業年金法施行令第 23 条第 1 項第 1 号、
確定給付企業年金法施行規則第 24 条第 1 号
- (2)確定給付企業年金法第 32 条
法令解釈第 3 の一の

3-2 . 高年齢者雇用安定法対応のための制度設計の自由度向上

- ・ 平成 18 年 4 月に高年齢者雇用安定法が改正施行されることに伴い、確定給付企業年金においても定年延長（雇用延長）に係る制度変更が想定されるが、同法の趣旨を勘案し、支給要件の緩和等、以下の項目についての制限を緩和頂きたい。
 - (1) 一時金ベースで減額がない場合、最低積立基準額及び給付現価の減少を給付減額とみなさないこと。
 - (2) 確定給付企業年金では、現状、確定給付企業年金法第 36 条第 2 項第 1 号において、60 歳以上 65 歳以下では規約で定める年齢到達が支給の条件とされている。

確定給付企業年金法第 36 条第 2 項第 1 号では、60 歳以上 65 歳以下では規約で定める年齢到達が支給の条件とされている一方で、同条同項第 2 号では、60 歳未満では事業所に使用されなくなったときに支給が可能であるとされているが、雇用延長に伴って 60 歳以上においても第 2 号と同様、事業所に使用されなくなったときの即時支給を認めること。（具体的には、確定給付企業年金法第 36 条第 2 項第 2 号の「60 歳未満」を「65 歳未満」に改めること。）
 - (3) 確定給付企業年金では、現状で、雇用延長と「つなぎ年金」の受給を選択することは認められていない。再雇用制度や定年延長等の整備に伴い、再雇用を選択しなかった者に給付する「つなぎ年金」の導入を認めること。具体的には、65 歳支給開始と規約で定めた場合において、「再雇用を選択しなかった者」が 65 歳までの間に資格喪失した場合に所得保証の観点からの「つなぎ年金」の支給を認めて頂きたい。（つなぎ年金の例：60 歳支給開始 5 年確定年金、63 歳支給開始 2 年確定年金、所得保証の観点よりそれぞれの年金額は同一とする。）

（要望理由）

- (1) 高年齢者雇用安定法の施行により支給開始年齢の引上げ、あるいは、雇用条件の改善と引換えに年金の支給方法を見直すことも予想される。雇用延長に係る労働条件の見直しを行いやすくする。
- (2) 現状、老齢給付金支給要件は 60 歳以上 65 歳以下の規約で定める年齢に達したときとされているが、同法の改正施行により、高齢者に係る勤労形態が多様化するなかで、加入者本人及び企業の双方に、「雇用か年金か」の選択肢がある方が望ましいと考えられ、60 歳以上での退職について、老齢給付金支給開始要件としたいというニーズがあることから、要望するもの。
- (3) 65 歳定年延長に伴い、再雇用を選択しなかった者について、65 歳までの間の生活保障としての年金の支給を可能とし、また、65 歳まで勤務した者については「つ

なぎ年金」は支給しないことも可とすることにより、高年齢者の所得確保の選択肢を増やすこと。老後の安定という観点からも加入者にとって特段の支障はないと考える。(65歳支給開始の年金とあわせた制度全体として支給期間の下限の5年を緩和してほしいというものではない。)

(関係法令)

- (1)法令解釈第1の二の(2)
- (2)確定給付企業年金法第36条第2項
- (3)法令解釈第3の一の

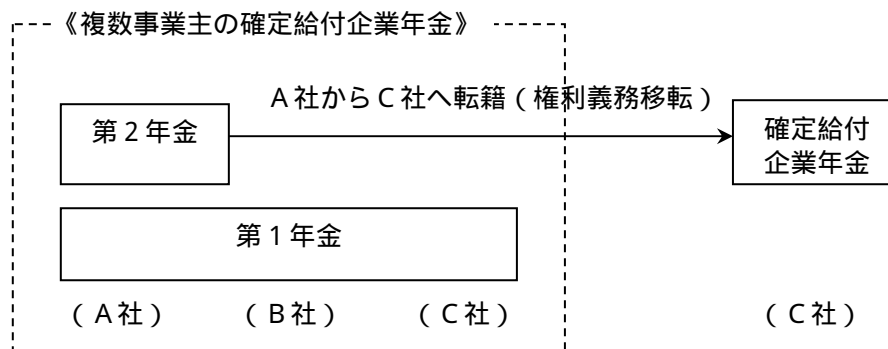
3-3 . 権利義務移転承継の方法の多様化

- ・ 現状は、確定給付企業年金の「一部の実施事業所に係る権利義務承継」のように対象者を区分して権利義務承継することは認められているが、以下のように「一部の給付に係る権利義務承継」は現状認められていない。
- ・ 「第1年金と第2年金からなる2階建ての制度において、一部の実施事業所の第2年金部分を別の確定給付企業年金制度へ権利義務承継する場合若しくは当該事業所のみで新たに確定給付企業年金制度を実施する場合」
- ・ このような「一部の給付に係る権利義務承継」についても可能として頂きたい。

(要望理由)

- ・ 今後、複数事業主による確定給付企業年金が増加していくにつれて、上記のようなニーズも出てくると思われるので、企業側のニーズに柔軟に対応できるように要望するもの。
- ・ 例えば、以下のようなケースの場合、第2年金だけの権利義務移転が可能となれば、加入者期間を通算することにより、年金受給の可能性が大きくなる。脱退一時金相当額の移換によるポータビリティにおいては、原資が異なる場合に可能とされているので、権利義務移転の場合においても、同様のスキームを可能として頂きたい。

【一部の給付に係る権利義務承継の事例】



(注) 第2年金及びC社確定給付企業年金は退職金移行。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法第79条

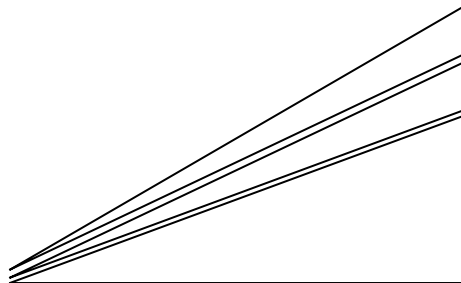
3-4. 加入者負担掛金に係る取扱いの弾力化 ()

- ・ 加入者負担掛金に係る以下の取扱いを弾力化して頂きたい。

(1)現状では、掛金に加入者負担のある制度においては、加入者負担をする者としていない者の給付額には、「当該掛金の負担額に相当する額程度の差を設けること」とされている。

加入者負担掛金は加入者自身が負担するか否かを選択できることから、負担することを選択した加入者と、負担しないことを選択した加入者との間に「当該掛金の負担額に相当する額」より大きい差額を設けることも認めていただきたい。

【確定給付企業年金における加入者負担掛金制度の事例】



：労使折半の拠出制部分（ は本人負担、 は事業主負担）

：退職金移行部分（事業主負担）

< 要望の事例 >

上記 を拠出しないことを選択した加入者については、 だけではなく の事業主負担額に相当する給付を支払わないことを可能とすること。

(2)加入者負担掛金の導入・引上げについて、本人の同意は不要として頂きたい。

(要望理由)

(1)適格年金制度の中には、加入者が掛金を負担するのであれば、事業主も掛金を負担する、という考え方で作られた拠出制の制度がある（掛金を拠出しない従業員は加入者としていない）。拠出制の制度は、退職金とは別に、加入者本人の自助努力によって老後の所得を確保するという趣旨で実施しているものである。このような拠出制の適格年金については、現状、確定給付企業年金への移行が進みにくく、移行した場合においても拠出制を廃止するケースが散見される。また、厚生年金基金から代行返上する場合、本人負担の有無に関わらず、事業主負担が同一に給付されると本人負担のインセンティブが働かないため、拠出制部分を廃止するケースが散見される。このため、円滑な適格年金からの確定給付企業年金への移行を促進するという観点、および廃止が受益者本人にとって不利益となるという観点から加入者拠出をしなかった場合の給付格差について、現状よりも緩和して頂きたい。

(2)規約に加入者負担掛金の有無で給付額が異なる記載があること、基金または事業

主はその規約について加入者に周知する義務があること、拠出に同意しない加入者はその旨を選択できることから、同意の取得は不要としても差し支えないと考える。

(関係法令)

- (1)承認認可基準 別紙 13-2-(4)
- (2)確定給付企業年金法施行令第 35 条
確定給付企業年金法施行規則第 37 条

3-5 . キャッシュバランスプランにおける再評価率の自由度向上

- ・ キャッシュバランスプランにおいて、給付額の再評価を一定の範囲内で積立水準に応じて行なうことができる年金制度を認めていただきたい。(あるいは、加入者全体の掛金を集約し、全体として共同運用する確定拠出型の制度)

(要望理由)

- ・ 類似の制度が海外(オランダのコレクティブDC等)においても認められており、企業・加入者サイドの一定のニーズが想定できること。
- ・ 加入者の立場として、運用成果を一定程度、給付に反映される道が開かれること。
- ・ 確定拠出年金においては、加入者が過度に保守的な運用を行うことにより想定する給付額に達しないなどの運用格差が生じているとの指摘がある一方、企業サイドにおいても投資教育の難しさが問題点としてあげられているが、共同運用を前提とする制度を導入することによって、企業、加入者双方の問題点を一定程度解決することができると思われること。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法施行規則第28条、第29条
- ・ 承認認可基準別紙1 3-2(4)
(確定拠出年金法)

3-6 . キャッシュバランスプランの規約における自己都合減額率の適用

- ・ キャッシュバランス制度においては法律上の記載から、給付額の算出にあたって自己都合減額率を乗ることができないため、規約に複数の給与や別表を規定して実質的に同様の効果を得ている。規約上の表現を簡潔にするため、自己都合減額率を乗じる取扱いを認めていただきたい。

(要望理由)

- ・ 現在は法律上の記載から、給付額の算出にあたって自己都合減額率を乗じることができないため、規約に複数の給与や別表を規定して実質的に同様の効果を得ている。この方法は、実質的に同様に近い効果を得ているが、規約上の表現が複雑になること、残高管理を複数行う必要があり管理コストが高くなること、企業が希望する「残高×自己都合減額率」と端数処理によっては金額が異なる場合が生じることから要望するもの。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法施行令第 24 条第 1 項第 3 号
- ・ 確定給付企業年金法施行規則第 25 条～第 29 条

・ 財政に関する要望

4 - 1 . 特例掛金の設定の弾力化 ()

- ・ 現状、次回再計算までの不足見込みに基づく特例掛金を拠出することが認められていますが、それに加え、以下について規制の緩和を認めていただきたい。
 - (1) 次回再計算までの不足見込みに基づく特例掛金につき、財政計算を行わずに、当該特例掛金の設定を行えるよう、緩和頂きたい。
 - (2) 基金型確定給付企業年金では、毎事業年度の予算を策定していることから、厚生年金基金同様、事業年度毎に予算に基づき拠出する特例掛金を認めていただきたい。また、規約型確定給付企業年金についても、同様の特例掛金を認めていただきたい。(規約型確定給付企業年金は、予算を策定していないが、予算という形でなくとも、規則第 44 条「次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額」と同様の計算を行うことで、1 年間の不足見込み額の算出は可能である。)

(要望理由)

- (1) 次回再計算までに不足が見込まれる場合に、財政計算を行わずに、柔軟に当該特例掛金の拠出を行うことを可能にすることで、財政の安定化を図ることができると思われる。
- (2) 確定給付企業年金は厚生年金基金と比べると、少人数で実施することも可能であることから、事業主によっては、計画的な資金繰りが困難となるケースも想定される。こうしたケースでは、毎事業年度の予算に基づく特例掛金の方が、より機動的に積立不足を穴埋めすることができるため、財政の安定化を図ることができ、これは、受給権保護の観点からも望ましいと考える。現在、掛金を変更する場合 (加入者負担掛金に関する事項は除く) については、厚生労働省への届出事項とされているが、当該特例掛金については認可事項とすれば、恣意的な掛金の拠出を、防止できると考えられる。当該特例掛金については、厚生年金基金で可能であったことから、特に基金型確定給付企業年金において、事業主等のニーズは強く、また、これが可能となることで、適格年金からの円滑な移行にも資するものとする。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法施行規則第 44 条

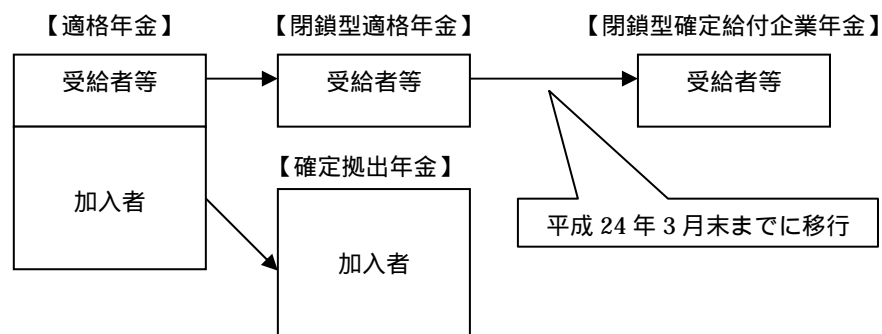
4 - 2 . 閉鎖型確定給付企業年金の制度終了時の残余財産の取扱いの明確化 ()

- ・ 閉鎖型確定給付企業年金について、受給権者等が存在しなくなった（給付終了）ことに伴い制度終了する場合の残余財産の取り扱いが規定されていない。
- ・ このため、当該残余財産については事業主へ返還できることを規定していただきたい。

（要望理由）

- ・ この場合、閉鎖年金終了時の最後の受給者が最終給付時に残余財産のすべてを受け取る（分配される）ことが想定されるが、バランスに欠ける取扱いと思われ、また、実質的に受給権者保護の観点からも問題が生じないため、事業主へ返還できることを要望するもの。
- ・ 一般に、確定給付企業年金制度の年金資産は加入者および受給者に帰属しているが、当該者が存在しなくなった場合、他の利害関係者が事業主しかいないので、残余財産は事業主へ返還する以外の選択肢はないと思われる。なお、閉鎖型確定給付企業年金についても、確定給付企業年金法に則って掛金を拠出することとなり、意図的に掛金を調整することはできないので、過大損金や利益操作の懸念もないと思われる。（年金資産が残る要因は、予定利率以上の運用収益に依るところが大きい。）
- ・ また、適格年金から確定拠出年金等への移行を検討するケース（閉鎖型確定給付企業年金の導入が必要なケース）において、現状の取扱いが、労使双方にとって、閉鎖型確定給付企業年金の導入に対する懸念材料となり、円滑な移行の妨げになっているケースがある。

【参考：閉鎖型確定給付企業年金への移行図】



（関係法令）

- ・ 確定給付企業年金法第 89 条第 6 項

4 - 3 . 確定給付企業年金解散時の残余財産の分配基準の弾力化

- ・ 確定給付企業年金については、制度終了時の残余財産分配に関する基準は最低積立基準額を基準とすることとされているため、保証期間付終身年金の場合、制度終了時に「保証期間部分を優先的に配分する」といった分配を行うことができない。確定給付企業年金の制度終了時に「保証期間の現価（終身部分を除いたもの）を優先的に配分し、その後終身部分を基準として分配する」ことも可能としていただきたい。

（要望理由）

- ・ 確定給付企業年金については退職一時金を移行原資とすることも多い。その際、確定給付企業年金につき、保証期間付終身年金制度とした場合でも、当該退職一時金と保証期間部分（終身部分を除く。以下同じ）の現価が対応するように制度設計されることが通常であり、そのため、選択一時金についても、保証期間部分に対応させることが一般的である。このため、制度終了時においても「保証期間部分を優先的に分配したい」というニーズが高いことから要望するもの。

（関係法令）

- ・ 確定給付企業年金法第 89 条第 6 項
- ・ 確定給付企業年金法施行令第 57 条
- ・ 確定給付企業年金法施行規則第 54 条

4 - 4 . 財政検証に係る措置の弾力化 ()

- ・ 確定給付企業年金における財政検証については、現在、経過措置によって、平成 19 年 3 月末まで、非継続基準の抵触ラインは 0.9 倍、回復計画の期間は 10 年とされている。
- ・ 現在、経過措置によって、非継続基準の抵触ラインが 0.9 倍となっている点及び回復計画の期間を 10 年としている点につき、平成 19 年 4 月 1 日以降も継続して実施いただきたい。
- ・ 適格年金からの円滑な移行を図るため、少なくとも、適格年金の移行期限である平成 24 年 3 月末まで延長していただきたい。
- ・ また、代行返上や適格年金からの移行によって大幅に掛金負担が増加することがないように、非継続基準に抵触した場合の積立期限についても弾力化していただきたい。

(要望理由)

- ・ 適格年金からの円滑な移行を図る観点に加え、厚生年金基金からの移行に伴う最低責任準備金相当額の国への返還により、厚生年金基金時代より著しく非継続基準の積立比率が低下している制度があることを勘案し、当該経過措置を平成 19 年 4 月 1 日以降についても継続することが必要であると思われることから要望するもの。
- ・ また、確定給付企業年金への移行後、長期に亘って運営を行っていくという観点から、実施企業の掛金の負担能力等を勘案し、非継続基準抵触時の積立期限の延長を求めるもの。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法第 63 条
- ・ 確定給付企業年金法施行規則第 58 条
- ・ 確定給付企業年金法施行規則附則第 2 条

4 - 5 . 財政検証における追加拠出額の算出方法の緩和

- ・ 非継続基準の財政検証に抵触した場合の対応として、現状の法令では
積立比率に応じた掛金を追加拠出する方法
回復計画を策定する方法
の2通りが認められている。
- ・ 財政検証に抵触した決算年度の翌々年度初に繰越不足金の解消の為の掛金引上げを行うことを決定した場合、
では当該掛金引上げを考慮した上で翌々年度初からの掛金を設定することができるが、
では翌々年度以降の当該掛金引上げを見込んで追加拠出額を設定することができない。
- ・ この部分につき、
の取扱いと同様、繰越不足金の解消による翌々年度以降の掛金引上げを考慮して追加拠出額を算定できるようにして頂きたい。

(要望理由)

- ・ 繰越不足金の解消のような財政健全化策を実施した場合であっても、それとは無関係に追加拠出の額が決まるとなると、財政健全化の意欲が削がれ、健全な財政運営の遂行の妨げとなる可能性があるため、回復計画と同様の取扱いを要望するもの。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法施行規則第 58 条、第 59 条

4-6 . 財政計算時の死亡率の適用ルールの緩和

- ・ 財政計算における新死亡率の適用は、確定給付企業年金法第 58 条第 1 項に定める財政再計算までに洗い替えればよいこととしていただきたい。(厚生年金基金と同様の制度とすることとしたい。)

(措置の現状)

例えば財政計算における平成 17 年 3 月 10 日付告示に定める新死亡率の適用は、計算基準日を平成 17 年 4 月 1 日以降とする確定給付企業年金法第 58 条第 1 項に定める財政再計算までに行えばよいわけではなく、平成 17 年 4 月 1 日以降の財政計算があれば、その時点で行わなければならない。)

(見直し案)

施行規則第 43 条第 3 項を以下のように見直しすることを検討されたい。

【修正前】

・・・前回の財政計算において定めた基礎率(予定利率及び予定死亡率を除く。)のうち・・・

【修正後】

・・・前回の財政計算において定めた基礎率(予定利率を除く。)のうち・・・

(要望理由)

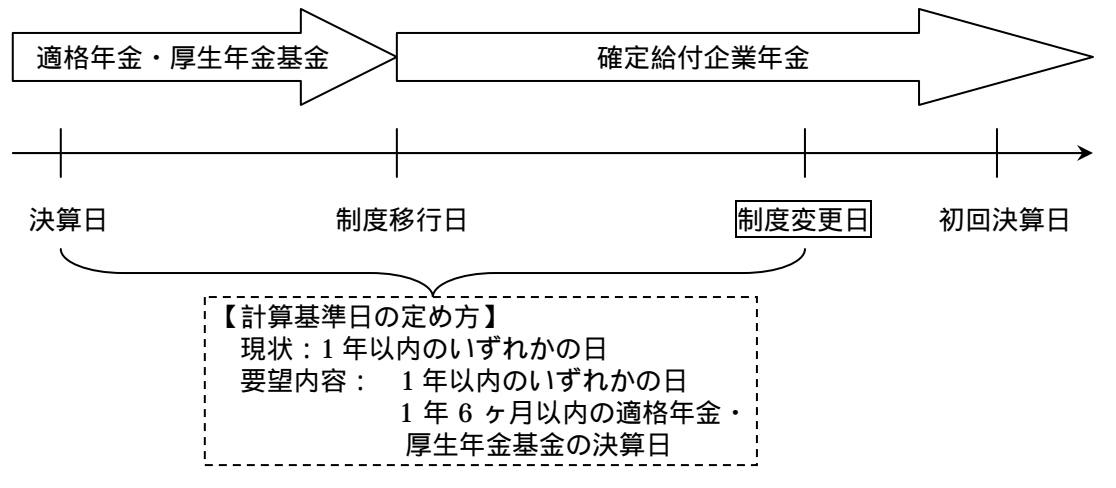
- ・ 確定給付企業年金法第 58 条第 1 項に定める財政再計算は少なくとも 5 年に一度あり、当該計算の際には新死亡率を適用するため、確定給付企業年金法第 58 条第 1 項に定める財政再計算以外の財政計算のタイミングで必要とは思われない。また、終身年金が原則である厚生年金基金においても新死亡率の適用は財政再計算までよいとされている。死亡率以外の基礎率については、年金数理人の判断の下、確定給付企業年金法第 58 条第 1 項に定める財政再計算まで変更しないケースが多い為、死亡率についても、年金数理人が妥当と判断すれば、確定給付企業年金法第 58 条第 1 項に定める財政再計算まで変更しなくてもよいこととして頂きたい。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法施行規則第 43 条第 3 項

4-7. 財政再計算の計算基準日の弾力化

- ・ 財政再計算を実施する場合の計算基準日について、
適用日前1年以内のいずれかの日
適用日前1年6ヶ月以内の確定給付企業年金の決算日
の何れかで定める必要があるが、確定給付企業年金で初回決算を行っていない場合、
を採用することはできず、に従って計算基準日を定める必要がある。
- ・ この部分につき、確定給付企業年金で初回決算を行っていない場合であっても、
適用日前1年6ヶ月以内の適格年金（権利義務承継の場合に限る）もしくは厚生年金基金の決算月であれば、当該決算月を計算基準日とする取扱いも認めて頂きたい。



（要望理由）

- ・ 現状では確定給付企業年金の初回決算を行っていない場合において、上記により財政再計算を行う必要があり、決算日以外を計算基準日として改めてデータ確定した後には財政再計算を行うこととなるので、円滑な規約変更に係る認可申請の妨げとなっている。本要望は、初回決算を行っていない場合であっても、初回決算後の取扱いと同様の取扱いを要望するものである。
- ・ 実際に、移行後すぐに制度の微修正（ポイントテーブルの修正等）に伴う財政再計算を行うケースも散見される。

（関係法令）

- ・ 確定給付企業年金法施行規則第49条

4 - 8 . 掛金に係る先取特権の容認

- ・ 制度終了・事業所脱退時の一括拠出について、厚生年金基金は加算部分に係る額も含めて、先取特権の順位が一般債権より高いものとされている。確定給付企業年金も、公的年金を補完する面から、受給権保護が強く求められる制度であるため、当該一括拠出について、先取特権の順位を一般債権より高いものとしていただきたい。

(要望理由)

- ・ 確定給付企業年金でも受給権保護が強く求められているため、厚生年金基金と同様の取扱いを要望するもの。現状の順位のままだと、複数事業主の確定給付企業年金において、事業所の一部が倒産すると、一括拠出が満額徴収できなくなる可能性があり、積立水準が悪化し、他事業所の受給権が侵害される点が懸念される。

(関係法令)

- ・ 特になし

4 - 9 . 積立上限額の制限の撤廃

- ・ 積立上限を定めた 150%基準の撤廃もしくは引上げを検討願いたい。

(要望理由)

- ・ 安定的な財政運営及び受給権保護の観点より、当該基準の撤廃もしくは引上げが必要であると思われるもの。

(関係法令)

- ・ 確定給付企業年金法第 64 条
- ・ 確定給付企業年金法施行規則第 62 条

以 上